

【事実の概要】

1. 本件は残存輸入制限 (residual restrictions) とよばれる一連の輸入制限に関する事件の一つである⁽¹⁾。
2. ガット加盟国は、ガット発足直後は第2次大戦後の深刻な外貨不足のために輸入制限を実施した。この輸入制限は、IMFが各国の外貨状況を審査して輸入制限が不要と判断した段階で、「国際収支の擁護」のための輸入制限を終了することになっていた。1955年にベルギー、1957年に西ドイツ、1959、60年にフランス、イタリア、イギリスが、輸入制限を終了することになった。

これを受けてガット理事会は、各国に対して、一般協定に反して実施している輸入制限のリストを提出するように求めた。フランスは1960年6月に「国際収支の擁護」のための輸入制限を終了させた後も、現実には輸入制限を続け、輸入制限リストも不完全なものしか提出しなかった。1961年にはアメリカ等がフランスと一般協定22条に基づく多数国間協議を行い、1962年初頭には米仏の二国間協議も行われたが、自由化、特に農業製品についての自由化は遅々として進まなかった。ただし、米仏間の雰囲気はそれほど悪いものではなかった。

3. 1962年10月にアメリカはフランスに対して一般協定23条に基づく申し立てを行い、本パネルが設置された。パネルへの付託事項は、ヨーロッパ共同体がアメリカに対して関税譲許を与えた産品—具体的には農産品35品目、工業製品8品目—についてのフランス政府の輸入制限を審査し、締約国団が一般協定23条2項に規定される勧告または決定を行うことを援助するよう認定を行うことであった。

フランス政府は、輸入制限が一般協定11条に反する点は争わず、またその措置を正当化するために一般協定上の他の規定も援用しなかった。

4. パネル成立前には、一般協定11条以外にフランスの行為が、ディロン・ラウンド (Dillon Round) でヨーロッパ経済共同体が与えた関税譲許を無効化するかどうかも両国間の論点であった。アメリカが問題にした43品目は、ヨーロッパ経済共同体がディロン・ラウンドで関税譲許を与えていた⁽²⁾。しかし、この点は明示的にはパネルの付託事項には含まれておらず、パネル報告ではこの事実への言及はあるが、この点の法的判断は行

っていない。

5. 論点が一般協定 11 条に終始し、その点については対立点はなかったためにパネル手続きは 5 日間で終了した。

【報告要旨】

1. 関係締約国が一般協定 12 条に訴える権利を失った以上、一般協定 11 条に反する制限の維持は他の締約国が一般協定上主張しうる利益の無効化または侵害を構成し、当該制限が今後も維持されれば、利益の無効化または侵害の効果は拡大する。

2. フランスの輸入制限の維持の結果、アメリカが一般協定上主張しうる権利の無効化または侵害が存在する。

3. 締約国団は、フランス政府に対して、アメリカが言及した産品に特に関連して、フランス政府が一般協定 11 条に反する制限を撤廃するよう勧告すべきである。この勧告の実現が問題の解決方法としては最良のものである。

4. 締約国団は、アメリカ政府に対して、合理的な期間が経過するまでは一般協定 23 条 2 項に基づく等しい義務または譲許の適用の停止の提案権を行使するのを控えるように勧告すべきである。締約国団は、必要なときにアメリカの義務・譲許の停止提案を理事会が処理できるように理事会に許可を与えるのが適当である。

【解説】

1. 本件は、パネル報告の採択後、チキン戦争⁽³⁾を経て、アメリカ・フランス間でフランスが一部産品の自由化を実施することで解決した。自由化が見送られた産品については残存輸入制限一般の問題として処理されることになった。

2. 本件申し立てはやや唐突の感を免れないが、これはアメリカ国内の政治状況に左右された結果である。

アメリカ政府はケネディ・ラウンドに参加するためには議会から交渉権限を得る必要があった。アメリカ議会は交渉権限を行政府に授与する 1962 年通商拡大法 (The Trade Expansion Act of 1962) の審議の前後に、他のガット締約国が一般協定上の義務を十分には遵守していないこと、それに対する行政府の対応がソフトすぎることを、農産品について特に関心を有していることを明らかにした。1962 年通商拡大法が成立した直後に、アメリカがイタリアに対する申し立てとともに本件申し立てを行った⁽⁴⁾。

3. 法的な論点は一般協定23条に関連する点に限定される。一般協定23条は、締約国団が無効化・侵害を認定するときには、締約国団が勧告を行い、または事態が重大であれば被害国に対して、適当な譲許等の義務の適用の停止を許可することができる、すなわち被害国に報復措置を許可することができると規定する。

本件は、1955年のワーキンググループ報告書 (Organizational and Functional Questions) ⁽⁵⁾ に言及したうえで、譲許等の停止という報復措置の許可にあたっては、勧告の前置と猶予すべき合理的な時間の供与を要件とした。1955年のワーキンググループ報告書は締約国団が報復措置を許可するためには、他の措置によって問題を解決できず、報復措置の許可が唯一の問題解決の手段であることを要求すると結論した ⁽⁶⁾。このように報復措置の許可に厳格な要件を課したのは、報復措置が一般協定の精神たる自由貿易体制の実現にマイナスに機能するためである。本件は、このワーキンググループ報告書の要件を踏まえたうえで、被害国に対して報復措置の申請を慎重に取り扱うべきことを要求した。本件の場合、ワーキンググループ報告書の要件をこの時点では満たしていないという認識がパネルにあったことを窺わせる。

本件では、パネル付託事項に報復措置の許可に関する事項は含まれていないために、報復措置に関するパネルの判断は付託事項を越えていると見方がありうる。パネルが報復措置に関して言っていることの一つは、報復措置の提案をアメリカに差し控えるよう勧告することであって、これはあくまで問題解決のための勧告であって、報復措置の許可とは別の問題である。しかし、他の一つである、報復措置の許可権限の締約国団から理事会への委譲は、加盟国に対する勧告でもなく、また法または事実に関する決定でもない点 ⁽⁷⁾ で、パネルの付託事項を越えていると解するべきである。

なお、報復措置が認められたのは、1952年のオランダのアメリカに対する申し立て1件のみである ⁽⁸⁾。

〈注〉

(1) 事実経過については、Robert E. Hudec, *The GATT Legal System and World Trade Diplomacy, second edition* (1990), pp.265-275. によった。

(2) この点についてのフランスの反論は、アメリカがディロン・ラウンド交渉時にフランスの残存輸入制限を十分知っていたというものであった (*Ibid.*, p.274.)。

- (3) 公正貿易センター『ガットの紛争処理に関する調査 調査報告書』（1991），
pp. 42-48. （岩沢雄司執筆）参照。
- (4) Hudec, *op. cit.*, pp. 237-238.
- (5) BISD, 3rd Supp., pp. 231ff.
- (6) *Ibid.*, p. 250.
- (7) 決定（ruling）は事実または法に関する言明をいい、また勧告は問題の解決に導くものである（BISD, 11th Supp., p. 99.）
- (8) Edmond McGovern, *International Trade Regulation, second edition* (1986), p. 43.

（小寺 彰）